

基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書

埼玉県教育委員会においては、基礎年金番号等の取得及び利用について、下記のとおり取扱います。下記の内容に同意いただいた上で、署名をお願い申し上げます。

記

1 利用目的

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、以下に掲げる事項について、当該目的の達成に必要な範囲で個人情報を取得し、利用いたします。

(1) 基礎年金番号等の取得

埼玉県教育委員会の照会に基づき、公立学校共済組合埼玉支部より、本人の基礎年金番号等の提供を受けます。

(2) 基礎年金番号等の利用

(1) の方法又は年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づき、

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成
- ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施（システムが対応となった場合）

に関する個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で基礎年金番号等を利用いたします。

2 当該情報の取扱いに関する照会先

埼玉県教育総務部福利課年金担当

電話番号：048-830-6688

電子メールアドレス：a6680-13@pref.saitama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

年 月 日 住 所 _____

氏 名 _____

職員番号 _____

※この書類は、事業主証明書の交付を希望する場合必ず提出してください。

基礎年金番号等の提供に関する同意書

公立学校共済組合埼玉支部においては、基礎年金番号等の提供について、下記のとおり取扱います。

下記の内容について同意いただいた上で、署名をお願い申し上げます。

記

1 提供目的

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、組合員が所属する官公署（以下「官公署」という。）が法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づく以下に掲げる事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により、組合員の基礎年金番号等を当該官公署に提供することがあります。

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成事務
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成事務
- ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施事務（システムが対応となった場合）

2 当該情報の取扱いに関する照会

公立学校共済組合埼玉支部（福利課年金担当）

電話番号：048-830-6688

電子メールアドレス：a6680-13@pref.saitama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

年 月 日 住 所 _____

氏 名 _____

職員番号 _____

※ この書類は、「基礎年金番号通知書」や「ねんきん定期便」、「年金手帳」等の基礎年金番号がわかるものの写しが提出できない場合に提出してください。